

## 吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針

制 定 平成19年(2007年)10月29日

最近改正 令和 元年(2019年)11月 1日

## 1 基本的な考え方

本市はこれまでも使用料、手数料及び各種自己負担金の見直しに取り組んできました。使用料・手数料等の改定については、「受益と負担の公平性の確保」が主な目的です。

施設や特定の行政サービスを利用する人と利用しない人が存在する中で、施設の利用などで利益を受ける人がいればその利益に見合うだけの負担をお願いすることが住民間の不公平をなくすこととなります。つまり、使用料や手数料等の見直しは、住民間の公平性の確保と住民サービスのトータルとしての向上を主な目的とし、料金設定については、住民理解が得られるものでなければなりません。

もちろん、住民の皆さんの理解と協力が得られるよう、効率的な施設の管理運営や事務の効率化等、継続的な経費縮減に努めながら、料金設定の適正化を図っていく必要があります。

使用料・手数料等を見直すにあたり、適正な受益者負担を求めるためには、施設の収支状況や使用料・手数料等の積算根拠を明確にし、住民にわかりやすく説明できるようにする必要があります。サービス提供に要するコストを基礎として、サービスを利用する人と利用しない人の公平を図るため、そのコストの全部又は一部を料金化することが基本となります。

また、サービス提供に要するコストを明確に把握して効率的な事務事業の遂行によるコスト削減の努力を続けることは、使用料等の上昇を抑制するとともに、市職員のコスト意識を向上させる上でも必要な取組であると考えています。

今回、均衡のとれた料金体系の設定を行うにあたり、以下の項目について統一的な考え方を整理することとします。

- ① コストの算定方法
- ② 公費負担と受益者負担の割合の明確化
- ③ 住民負担の急激な上昇を防ぐための方策（上限改定率）
- ④ 定期的な料金見直しの実施

ただし、公の施設の運営形態や行政サービスの内容が極めて多様であることから、統一基準によることが適当でない場合は、その根拠を明確にしながら合理的な料金の設定を行うこととします。

また、法制度上で料金設定について定めのあるものについては、この基準の適用を除外することとします。

なお、特別会計及び企業会計については、この基本方針に準拠しつつ、独立採算性、経営の健全性の観点から当該会計の事業内容に応じた適切な原価計算のもとに独自に料金等の改正を行うものとします。

今後において、複式簿記による新公会計制度及び「公共施設の最適化」に取り組んでいく中で、使用料等の算定のあり方については引き続き研究に努めていきます。

## 2 使用料の見直し

### (1) コストの算定について

施設の整備・運営に要する経費には、用地取得費、建物建設費（減価償却費）、管理運営経費、事業経費等が考えられます。

#### ① 使用料の算定基礎とすべきコスト（管理運営経費）の範囲

施設の管理運営に要する経常的な人件費、清掃・警備委託料、需用費、通信運搬費、使用料・賃借料、備品購入費（100万円以下のものに限る）等の物件費、保険料等の補助費等、小規模な営繕的維持補修費（資産価値の延命に必要な規模の維持補修費は除外）を対象経費とします。

公の施設は市の施策として、それぞれの行政目的を持って建設されたものであり、各施設に係る土地代、建物などの減価償却費は、全ての住民に利用の機会を提供するための費用で、税で負担すべきものと考えられます。したがって、施設の利用者に求める使用料のコスト計算には、これらを含めず、経常的な維持管理経費や管理にかかる人件費をもとに算定します。

事業経費は、公の施設の利用にともなって付加的に提供されるサービスに必要なコストであり、事業の実施に要する人件費、補助費等、賃金、消耗品費、委託料等の物件費などが考えられます。こういった選択性の強い付加的サービスに要するコストについては、施設の使用料相当額に加えて参加者負担金として負担を求めることとします。

なお、管理運営経費や、上記の事業経費の積算に当たっては、国・府の補助金がある場合は、それを控除した一般財源ベースにより行うものとします。

#### ② 算定方法

上記①のコストの範囲により施設の管理運営経費を算出しますが、この経費の内訳として、貸出部分、共用部分、非貸出部分の経費があります。使用料算出に必要となる『貸出にかかる管理運営経費』としては、貸出部分の経費と共用部分の経費の一部（共用部分の経費を、貸出部分と非貸出部分の面積で按分した経費）を合算したものとします。この『貸出にかかる管理運営経費』を貸出総面積及び年間利用可能時間数で除して得た額を「1㎡当たりの時間単価」とし、この時間単価に施設の貸出面積、貸出時間などを乗じて使用料を算定します。

同一の機能を持つ施設を一つのグループにまとめ、使用料の「1㎡当たりの時間単価」をグループ内で統一し基準単価を設定します。（例：市民センター、コミュニティセンター、市民体育館）ただし、複合施設については、複合施設内の施設間の価格バランスを考慮して料金設定を行うことができるものとします。（例：千里ニュータウンプラザ内の施設）

#### ③ その他

上記の方法により算定を行うことが適切でないものについては、適正な方法により単価計算を行います。（例：やすらぎ苑、自転車駐車場、スポーツグラウンド、市民プール、学校運動場ナイターほか）

(2) 受益者負担率の設定について

公の施設は、住民福祉の向上を図ることを目的として設置するものであることから、住民が低廉な負担で施設の設置目的に沿って効果的に利用できるよう、市が負担（公費負担）する割合と利用者が負担（受益者負担）する割合を基本的には半々とします。その上で、公の施設などの利用実態、目的から当該サービスの市場（代替）性、選択性を勘案し、以下のとおり受益者負担率を設定します。

受益者負担率	分類区分	施設
0%	公費負担を原則とするもの	地区市民ホール・公民館・図書館・青少年クリエイティブセンター・その他規定上無料としている施設
25%	大部分を公費負担とするもの	やすらぎ苑・博物館
50%	公費負担、受益者負担を半々とするもの	交流活動館・男女共同参画センター・歴史文化まちづくりセンター・市民ギャラリー・市民センター・山田ふれあい文化センター・コミュニティセンター・市民公益活動センター・勤労者会館・資源リサイクルセンター・花とみどりの情報センター・自然体験交流センター・青少年活動サポートプラザ・自然の家・スポーツグラウンド・市民プール・市民体育館・武道館・総合運動場・学校運動場ナイター施設
75%	大部分を受益者負担とするもの	文化会館
100%	受益者負担を原則とするもの	自転車駐車場

貸出にかかる管理運営経費

$$\text{改定使用料} = \frac{\text{貸出にかかる管理運営経費}}{\text{貸出総面積} \times \text{年間利用可能時間}} \times \text{受益者負担率} \times \text{貸出時間} \times \text{貸出面積}$$

### 3 手数料の見直し

手数料とは、地方自治法第 227 条において「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」とされており、特定の人のために提供する公の役務に対し、その費用を償うため、又は報償として徴収するものです。見直しにあたっての算定方法については以下を基本とします。

① 算定の基本となるコストについては、人件費及び物件費を中心とする業務経費の 1 件あたりの経費とします。

人件費 … 一般職員の標準人件費を基準に所要時間数から算出した経費と業務を担当する非常勤職員の報酬総額から当該事務非常勤職員従事割合で算出した経費

業務経費… 賃金、需用費、役務費、委託料、賃借料、負担金、備品購入費、旅費などの手数料事務に要した経費

他の関連事務との共通経費がある場合で、当該手数料事務に係る部分の経費を明確に算出することが困難な場合は、原則として、業務量等により合理的に按分して対象経費に含めるものとします。(例：システム保守委託料など)

システム導入などに係る初期経費は、内容に応じて対象経費に含めるか否かを検討します。

② 手数料の見直しにあたっては、コストの 100% 算入とします。

③ 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料及びその他大阪府内において統一的な額がある場合については、その額とします。

また、固有の算定が必要な手数料については、算定方法について考慮します。

### 4 改定の対象及び上限改定率について

使用料、手数料の改定にあたっては、原則として算定した料金が現行料金を 2 割以上上回る場合を対象とします。ただし、算定料金が現行料金を下回る場合については、利用促進または負担軽減の観点から、現行料金との差が少ない場合でも改定を検討します。

また、住民の皆さんの急激な負担の増加を緩和するため、改定率の上限を 1.5 倍に設定します。あわせて、近隣各市の状況にも配慮することとします。

### 5 料金見直しのサイクルについて

使用料及び手数料については原則として 4 年ごとに見直しを行い、必要な場合は改定することとします。

### 6 自己負担金の見直しについて

自己負担金については、国等の徴収基準が定められているものについては、それを基本とし、現行の負担額が著しく国等の徴収基準と乖離しているものについては、段階的に解消を図るものとします。

国等の徴収基準が定められていないものや現に自己負担を求めているサービスについては、他市の動向や類似の事業・制度等との比較により同様に見直しを図るものとします。